ハ　スワップ、FRA及び先渡取引　対象となる取引の残存期間等の差が次の(1)から(3)までに掲げる限度内であること。

(1)　双方又は一方の残存期間等が一月未満の場合は同日

(2)　双方又は一方の残存期間等が一月以上一年以下の場合は七日以内

(3)　残存期間等がともに一年超の場合は三十日以内

（クレジット・デリバティブのポジションの相殺等）

第二百六十一条　クレジット・デリバティブによりヘッジされたポジションに関する個別リスクの相殺の要領は次の各号に掲げるものとする。

一　最終指定親会社等は、次のイ又はロに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ　ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ　現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジする場合又はその逆の場合であって、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二　最終指定親会社は、次のイからホまでに掲げるすべての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項、第百一条に規定する場合その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

イ　現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジした場合又はその逆の場合であること。

ロ　ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含まれていること。

ハ　ヘッジ対象ポジションの資産とクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。

ニ　クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。

ホ　クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していないこと。

三　最終指定親会社は、次のイからニまでのいずれかに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスクの高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

イ　ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロに該当する場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第九十六条第五号に掲げる条件を満たさなければならない。

ロ　ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第一号イに該当する場合

ハ　ヘッジ対象資産がクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、前号イからホまでに掲げるすべての要件を満たす場合

ニ　ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、前号イからホまでに掲げるすべての要件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。

四　前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスクに係る自己資本賦課を行う。

2　第百十一条から第百十五条までの規定は、最終指定親会社等がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又はその他の特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合におけるマーケット・リスク相当額の算出について準用する。この場合において、これらの規定（第百十二条第一項を除く。）「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社等」と、「信用リスク削減」とあるのは「ヘッジ」と、「エクスポージャー」とあるのは「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と、第百十二条第一項中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社等」と、それぞれ読み替えるものとする。

（金利リスク・カテゴリーの個別リスク）

第二百六十二条　第二百五十八条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト（パーセント）
政府債（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―1であるもの）	零
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―2又は1―3であるもののうち、残存期間等が六月以内のもの）	〇・二五
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―2又は1―3であるもののうち、残存期間等が六月超二十四月以内のもの）	一・〇〇
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―2又は1―3であるもののうち、残存期間等が二十四月超のもの）	一・六〇
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―4又は1―5であるもの）	八・〇〇
同（適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―6であるもの）	十二・〇〇
同（無格付であるもの）	八・〇〇
優良債（残存期間等が六月以内のもの）	〇・二五
同（残存期間等が六月超二十四月以内のもの）	一・〇〇
同（残存期間等が二十四月超のもの）	一・六〇